

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和 3 年 4 月 30 日(金)

担 当	厚生労働省 和歌山労働局
	労働基準部 健康安全課
	健康安全課長 三浦 玲
	産業安全専門官 岩手 忠彦
	電 話 073 (488) 1151 F A X 073 (475) 0113

## 令和 2 年の労働災害発生状況

～ 休業 4 日以上<sup>いけだますみ</sup>の死傷災害は微減も、死亡災害は増加 ～

和歌山労働局（局長 池田真澄）では、このたび、和歌山県内における令和 2 年の労働災害発生状況について取りまとめましたので、お知らせします。

令和 2 年の休業 4 日以上<sup>いけだますみ</sup>の死傷者数は 1,115 人

- ・ 令和元年に比べ、2 人（0.2%）微減となった。
- ・ 業種別では、製造業が 269 人（令和元年 226 人）と最多であり、次いで保健衛生業 159 人（同 140 人）、商業 143 人（同 169 人）、建設業 135 人（同 145 人）、運輸交通業 109 人（126 人）、農林業 86 人（同 100 人）と続いており、これら 6 業種で 901 人が被災し、全体の 8 割を占めた。

特に、製造業（+43 人）、保健衛生業（+19 人）では大幅な増加となった。

- ・ 事故の型別では、転倒災害（257 人）、墜落・転落災害（192 人）、動作の反動等（160 人）、はさまれ・巻き込まれ災害（117 人）の順となり、これらが全体の 65% を占めた。

令和 2 年の死亡者数は 9 人

- ・ 令和元年の 8 人から 1 人増加した。
- ・ 業種別では建設業の死亡者数が 3 人、警備業 2 人、製造業、林業、接客娯楽業、産業廃棄物処理業が各 1 名となった。
- ・ 事故の型別では墜落・転落（3 人）、激突され（2 人）、転倒、飛来・落下、はさまれ・巻き込まれ、交通事故（各 1 人）が発生した。
- ・ 年齢別では 60 歳代以上の死亡者数が 5 人であり、全体の半数以上を占めた。

労働災害防止対策の推進について

和歌山労働局では、第 13 次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する業種の特性に応じた対策や業種横断的な対策等、重点事項として掲げている施策をはじめとする労働災害防止に向けた様々な取組を行っています。

事業者、労働者の皆様におかれましても、引き続き安全衛生に対する意識の向上と労働災害防止活動の推進に、より一層の御協力をお願いいたします。



# 令和2年死亡災害発生状況

和歌山労働局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	御坊	2月	警備業	激突され	移動式クレーン	80歳代	警備員	10年以上 15年未満	H型鋼(約7.7m、660kg)を移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルでつり上げ、旋回したところ、玉掛け用の吊りクランプから当該H型鋼が脱落し、付近で交通誘導をしていた被災者の背後に向かって倒れ、そのまま同者に激突したもの。
2	和歌山	5月	接客娯楽業	転倒	建築物・構築物	50歳代	事務員	10年以上 15年未満	来場者用のロッカーを清掃作業中、ロッカールームの床に倒れているのを来場者が発見したもの。
3	御坊	6月	建設業	はさまれ、巻き込まれ	ブルドーザ	50歳代	重機運転手	40年以上	現場内でブルドーザ運転中、キャビンの扉を開け、後方でドラグショベルを運転していた作業員に声をかけたところ、バランスを崩し、キャビンから無限軌道上に転落、そのまま無限軌道に運ばれ、ブルドーザの下敷きになったもの。
4	和歌山	6月	警備業	交通事故(道路)	トラック	60歳代	警備員	20年以上 40年未満	国道沿いの道路構造物保守工事現場で交通誘導業務中、国道を走行してきた軽トラックにはねられたもの。
5	新宮	8月	産業廃棄物処理業	墜落・転落	トラック	60歳代	作業員	10年以上 15年未満	宿泊施設敷地内において、車両積載型トラッククレーンを運転し、プラスチック製コンテナの回収作業を行っていた被災者が、当該クレーン脇に倒れているのを発見されたもの。
6	御坊	9月	輸送用機械製造業	飛来・落下	建築物・構築物	60歳代	作業員	40年以上 45年未満	工場内で船舶修理中、溶接で仮止めした鋼構造部材(重さ約6.3トン)の下を屈みながら通行したところ、仮止めが剥がれ当該部材が落下し、被災者に激突したものの。
7	田辺	10月	林業	激突され	集材架線	50歳代	作業員	6ヶ月以上 1年未満	立木の伐採が終わり先柱を切るために、チェーンソーを機械集材装置により運搬していたところ、先柱付近の切り株に引っかかった巻き上げ索が切り株から外れ、近くにいた被災者に索が当たったもの。
8	和歌山	10月	建設業	墜落・転落	建築物・構築物	70歳代	作業員	6ヶ月未満	橋梁補修工事現場において、昼休憩を終え、作業を再開しようとしたが、被災労働者が見当たらず、付近を確認したところ、現場横の河床に被災者がうつぶせで倒れているのを同僚が発見したもの。
9	田辺	11月	建設業	墜落・転落	ドラグ・ショベル	40歳代	作業員	2年以上 5年未満	同僚1名と被災者で工事で使わなくなったドラグ・ショベルをダンプに積み込み作業中、ダンプの荷台にドラグ・ショベルのクローラ先端をかけ旋回したところドラグ・ショベルがバランスを崩し横転、被災者が運転席から投げ出されドラグ・ショベルのヘッドガードと地面の間に頭部を挟まれたもの。

# 令和2年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況

和歌山労働局

業種	事故の型	事故の型別											合計	前年同期	対前年増減数 (死傷者数)	構成比 (本年の死傷者数)		
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動 無理な動作	その他計						
製 造 業	食料品製造業	6	25	7	2		1	14	10				7	8	80	66	14	7.2%
	繊維工業	1	2			1		2	1		1				8	10	-2	0.7%
	衣服その他の繊維製品製造業		2				1	1							4	2	2	0.4%
	木材・木製品製造業	2	1	2				5	7				1		18	17	1	1.6%
	家具・装備品製造業				1			5	6		1		2		15	4	11	1.3%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1		2	1			3							7	2	5	0.6%
	印刷製本業							2							2	1	1	0.2%
	化学工業	3	6		4			5	2				5	2	28	28		2.5%
	窯業土石製品製造業	5	1		2			1	3				1		13	11	2	1.2%
	鉄鋼業	1	1					2	2					1	7	8	-1	0.6%
	非鉄金属製造業																	
	金属製品製造業	3	2	4	8		2	9					2	2	32	29	3	2.9%
	一般機械器具製造業	2		1	1	1		4						1	10	21	-11	0.9%
	電気機械器具製造業	2						1							3	3		0.3%
輸送機械等製造業	1	3		1	2		1	1	2				1	(1) 11	6	5	1.0%	
電気・ガス・水道業													1	1	2	-1	0.1%	
その他の製造業	3	9	3	3			8			1		1	1	30	16	14	2.7%	
小計	30	52	19	1	24	2	10	65	28	3	19	17	(1) 269	226	43	24.1%		
鉱業	1							1						2	1	1	0.2%	
建 設 業	土木工事業	(2) 11	5		3	1	3	(1) 6	5	2	2	12	(3) 50	(2) 45	5	4.5%		
	建築工事業	24	9	8	6	2	2	9	6	2	4	1	73	(2) 82	-9	6.5%		
	うち木造家屋建築工事業	8	1	2	1		2		3		2		19	(1) 23	-4	1.7%		
	その他の建設業	5	1	1	1		1		1	1	2		12	(1) 18	-6	1.1%		
小計	(2) 40	15	9	9	3	6	(1) 15	12	5	8	13	(3) 135	(5) 145	-10	12.1%			
運 輸 交 通 業	鉄道・水運・航空業			1				1				1		3	6	-3	0.3%	
	道路旅客運送業			1					1				1	3	13	-10	0.3%	
	道路貨物運送業	32	13	11	3	2	6	7		5	20	3	102	(1) 106	-4	9.1%		
	その他の運輸交通業												1	1		0.1%		
小計	32	13	13	3	2	6	8	1	5	22	4	109	(1) 126	-17	9.8%			
陸上貨物取扱・港湾運送業	3		1		1				3				8	8		0.7%		
農 林 業	農業	17	11	1	1		1	6	7		7	2	53	45	8	4.8%		
	林業	2	1		6		(1) 12		8		4	(1) 33	55	-22	3.0%			
	小計	19	12	1	7		(1) 13	6	15		11	2	(1) 86	100	-14	7.7%		
畜産・水産業		1		1			3	1				6	10	-4	0.5%			
商 業	卸売業	17	37	1	4		3	8	6		22	25	5	128	153	-25	11.5%	
	小売業										1	1	2	4	3	1	0.4%	
	その他の商業	1	3		1		1	1	1	1	1	1	11	13	-2	1.0%		
小計	18	40	1	5		4	9	7	24	27	8	143	169	-26	12.8%			
金融・広告業	3	4							3	1		11	13	-2	1.0%			
映画・演劇業	1											1		1		0.1%		
通信業	3	4	1			1				9	2	20	12	8	1.8%			
教育・研究業	4										1	6	9	-3	0.5%			
保 健 業	医療保健業	3	13	1			1		3	8	3	32	27	5	2.9%			
	社会福祉施設	12	40	4	2	1	6	3	4	3	41	7	123	110	13	11.0%		
	その他の保健衛生業		2							1		1	4	3	1	0.4%		
保健衛生業小計	15	55	5	2	1	6	4	4	7	49	11	159	140	19	14.3%			
接 客 業	旅館業	2	15	1			1		1		4		24	29	-5	2.2%		
	飲食店	5	11	1	1		1		5	3	5	6	38	29	9	3.4%		
	その他の接客娯楽業	1	(1) 6				1		1	1	1	(1) 12	17	-5	1.1%			
接客娯楽業小計	8	(1) 32	2	1		3		7	4	10	7	(1) 74	75	-1	6.6%			
清掃・と畜業	(1) 5	13		3	1	3	4			1	6	(1) 36	(1) 46	-10	3.2%			
その他の事業	10	16	3	2		(1) 2	2	3	(1) 8	4		(2) 50	(1) 37	13	4.5%			
合計	(3) 192	(1) 257	55	(1) 57	10	(2) 54	(1) 117	78	(1) 72	160	63	(9) 1,115	(8) 1,117	-2	100.0%			
前年同期	(3) 215	228	93	56	(1) 26	34	117	84	(2) 63	158	(2) 43	(8) 1,117						
対前年増減数(死傷者数)	-23	29	-38	1	-16	20		-6	9	2	20							
構成比(本年の死傷者数)	17.2%	23.0%	4.9%	5.1%	0.9%	4.8%	10.5%	7.0%	6.5%	14.3%	5.7%	100.0%						

注: 1 ( )内は死亡者数で、死傷者数の内数  
 2 単位は人  
 3 統計は労働者死傷病報告の集計による

# 第13次労働災害防止計画（概要）

**計画の目標** 計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

## 全体

死亡災害を15%以上減少（2013年～2017年：52件 2018年～2022年：44件以下）  
死傷災害を10%以上減少（2013年～2017年：5,581件 2018年～2022年：5,022件以下）

## 業種別

### 【死亡災害】

製造業：15%以上減少（2013年～2017年：12件 2018年～2022年：10件以下）  
建設業：15%以上減少（2013年～2017年：15件 2018年～2022年：12件以下）  
運輸交通業：15%以上減少（2013年～2017年：7件 2018年～2022年：5件以下）  
林業：15%以上減少（2013年～2017年：3件 2018年～2022年：2件以下）

### 【死傷災害】

製造業：10%以上減少（2013年～2017年：1,365件 2018年～2022年：1,228件以下）  
建設業：10%以上減少（2013年～2017年：813件 2018年～2022年：731件以下）  
運輸交通業：10%以上減少（2013年～2017年：611件 2018年～2022年：549件以下）  
小売業：平成29年の死傷者数より減少（2017年：87件 2022年：87件以下）  
社会福祉施設：平成29年の死傷者数より減少（2017年：114件 2022年：114件以下）  
飲食店：平成29年の死傷者数より減少（2017年：25件 2022年：25件以下）

## その他目標

労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施率を90%以上  
腰痛の件数を、2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で、10%以上減少  
職場における熱中症の件数を、2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で、10%以上減少

## 5つの重点事項

- (1) 労働災害の減少のための重点施策
- (2) 労働者の健康確保のための重点施策
- (3) 治療と仕事の両立支援
- (4) リスクアセスメントの普及促進
- (5) 関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携強化

# 重点事項ごとの具体的な取組

## (1) 労働災害の減少のための重点施策

死亡災害の撲滅及び労働災害多発業種に対する業種の特性に応じた対策

製造業における施設、設備、機械等に起因する労働災害等の防止

建設業における墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害等の防止

陸上貨物運送業における荷役作業時の安全対策

農林業対策（農業：収穫時の墜落、林業：伐木作業）

第三次産業対策（働く人に安全で、安心な店舗・施設づくり推進運動）

業種横断的対策

転倒災害の防止

高年齢労働者の特性に応じた対策

交通労働災害防止対策

## (2) 健康確保のための重点施策

過重労働による健康障害防止対策の推進

職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

化学物質、石綿による健康障害防止対策

腰痛及び熱中症防止対策の推進

定期健康診断の有所見率の改善

## (3) 治療と仕事の両立支援

治療と職業生活の両立支援ガイドラインの周知、啓発  
企業と医療機関の連携の促進

両立支援コーディネーターの養成

疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

## (4) リスクアセスメントの普及促進

労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

## (5) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携の強化

安全衛生専門人材の育成

労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用

高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施

労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進

# 労働者の安全と健康確保に御協力をお願いします。

厚生労働省では、労働災害の削減や治療と仕事の両立支援等、労働者の安全と健康確保に向けて取り組んでいます。

これらを達成するには、事業者、労働者の皆さまの御協力が不可欠です。快適な職場環境の形成促進に御協力をお願いします。

## 労働災害防止計画について

厚生労働省では、労働災害の防止対策を総合的かつ計画的に推進するために、労働災害防止計画を策定しています。労働災害の防止に向けて、事業者、労働者等の関係者が一体となって取り組んでいます。

### 第13次労働災害防止計画(和歌山労働局)の概要

**計画期間** 平成30年(2018年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日

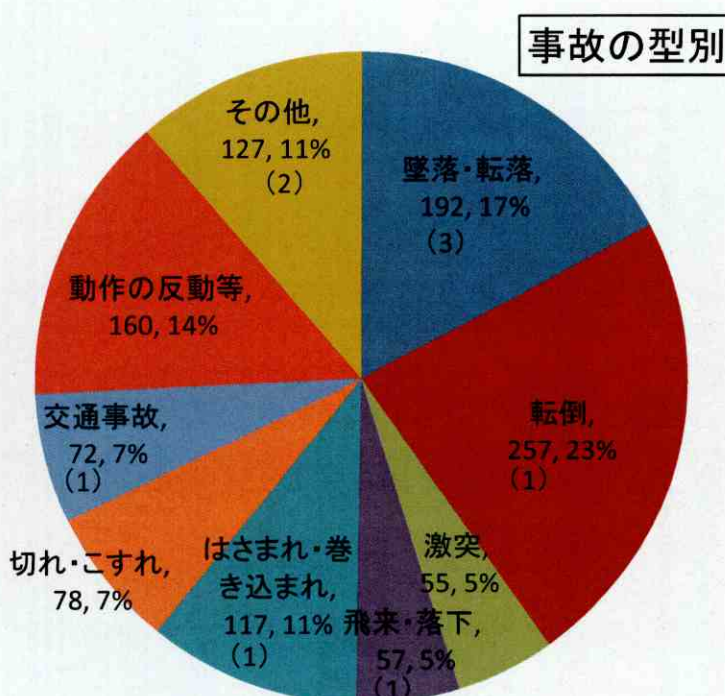
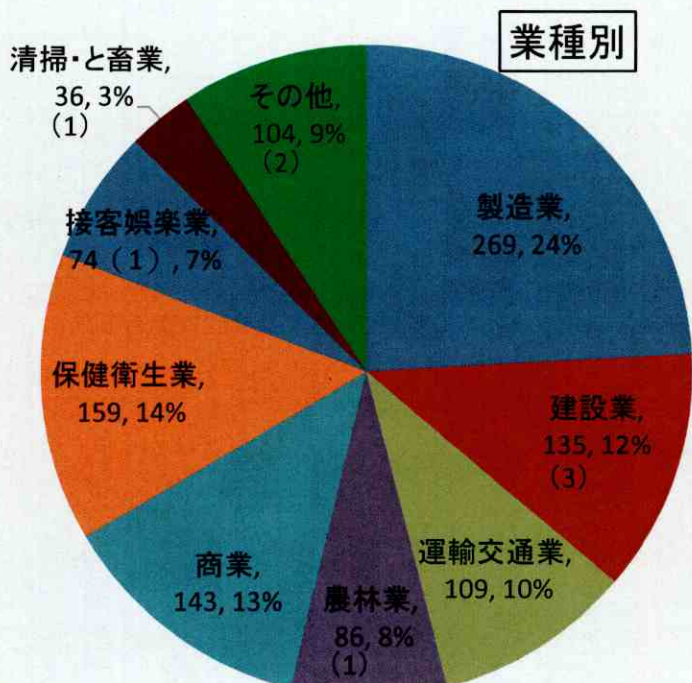
- 計画の目標**
- ・ 死亡災害を15%以上減少 休業4日以上の死傷災害を10%以上減少
  - ・ 労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施率90%以上
  - ・ 腰痛の発生件数を10%以上減少
  - ・ 職場での熱中症の発生件数を10%以上減少

- 重点事項**
- (1)労働災害を減少させるための重点施策
  - (2)労働者の健康確保のための重点施策
  - (3)治療と仕事の両立支援対策
  - (4)リスクアセスメントの普及促進
  - (5)関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体との連携強化

## 和歌山県における労働災害の発生状況

和歌山県内では令和2年に1,115件の労働災害(休業4日以上)が発生しました。業種別で見ると、製造業、保健衛生業、商業、建設業、運輸交通業の順となっております。

また、事故の型別では、業種横断的に発生している転倒が最も多く、建設業や運輸業で多い墜落・転落、社会福祉施設などで見られる無理な動作・動作の反動等(腰痛を含む。)が多くなっております。



※ 括弧内は死亡災害件数(内数)

出典：厚生労働省 労働者死傷病報告(令和2年)



主な取組事項について概要を紹介いたします。詳しくは厚生労働省ホームページや労働局及び各労働基準監督署に設置しているリーフレット等ご活用ください。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加するなど、第三次産業を中心に働く高齢者が増えています。こうした中で、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。

労働災害発生率は、転倒災害、墜落・転落災害など高年齢層で相対的に高くなり、女性で顕著です。

また、高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。



事業者求められる事項

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② 職場環境の改善
- ③ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
- ④ 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- ⑤ 安全衛生教育



労働者に求められる事項

- ・身体機能や健康状況の把握、健康や体力の維持管理
- ・定期健康診断や特定健康診査等の受診
- ・体力チェック等、自身の体力の水準を確認
- ・日ごろから軽い運動を行うなど、基礎的体力の維持
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善



産業保健センターをご活用ください。

産業構造の変化や技術革新に伴う作業態様の変化等により、就労に伴う疲労、ストレスの増大等の問題が大きな社会的関心を集めている中、労働者の健康を確保することは企業にとって、また社会全体にとって極めて重要な課題です。

そのための産業保健活動の拠点として産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターがあります。

和歌山産業保健総合支援センターでは、産業医学や労働衛生工学、メンタルヘルス、保健指導等の専門スタッフがおり、各種相談及び産業保健スタッフを対象にした研修会等を開催しています。

また、地域産業保健センターは50人未満の規模の事業場を対象に、医師による健康相談、定期健康診断後の医師の意見聴取、長時間・高ストレス者の面接指導、職場訪問によるアドバイス等の支援をします。

各種事業についてはホームページをご覧ください、各センターまでお問い合わせください。

産業保健総合支援センター・地域産業保健センター	電話番号
和歌山産業保健総合支援センター <a href="https://wakayamas.johas.go.jp/">https://wakayamas.johas.go.jp/</a>	073-421-8990
和歌山市・海南地域産業保健センター	073-431-1119
日高・有田地域産業保健センター	0738-22-5344
伊都・那賀地域産業保健センター	0736-78-3875
田辺地域産業保健センター	0739-25-8051
紀南地域産業保健センター	0735-21-3313

「令和3年度中小規模事業場安全衛生サポート事業」のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、国の補助事業として、安全衛生の専門家が集団研修や現場確認・アドバイスをっております。安全・安心な職場づくりにご活用ください。

	個別支援	集団支援
内容	安全衛生の専門家が現場・店舗等を確認し、安全衛生の取組についてアドバイス	安全衛生全般の基本に関する研修や、特定のテーマに絞った実践的な研修
(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防</li> <li>・機械設備の安全化等</li> <li>・職場巡視に同行し、巡視ポイントのチェック</li> <li>・メンタルヘルス対策・健康づくりのアドバイス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメント・機械災害の防止</li> <li>・作業手順書の作成・危険予知活動</li> <li>・ヒューマンエラー対策・メンタルヘルス対策</li> <li>・転倒災害の防止・化学物質対策 等</li> </ul>
対象	製造業、鉱業、第三次産業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場	労災保険加入の製造業、第三次産業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を主な構成員とする集団、団体等
費用	無料	
時間	2時間程度	



## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。

～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

# テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

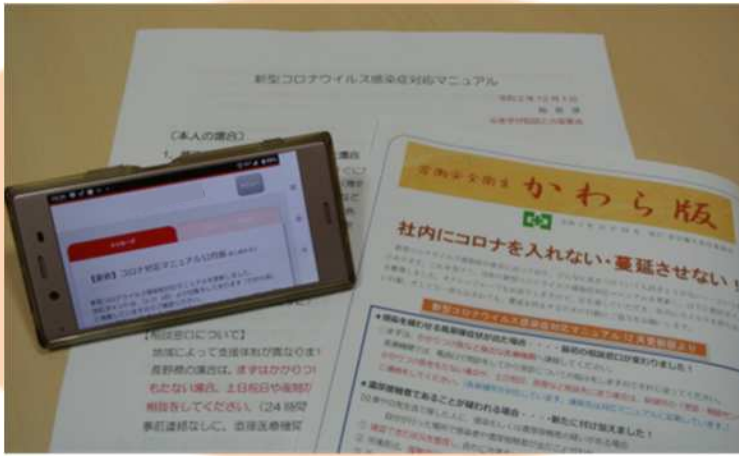
リーフレットは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



# 職場における感染防止対策の実践例

## 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

### 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。  
[手順]  
感染リスクのある社員の自宅待機  
濃厚接触者の把握  
消毒  
関係先への通知など

手順全文は  
(独)労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援  
センターホームページから  
ダウンロード可能です。

### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



## 密とならない工夫

### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

## 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

(( 感染症防止5 ))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろう 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COOCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をすると共に、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 < 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

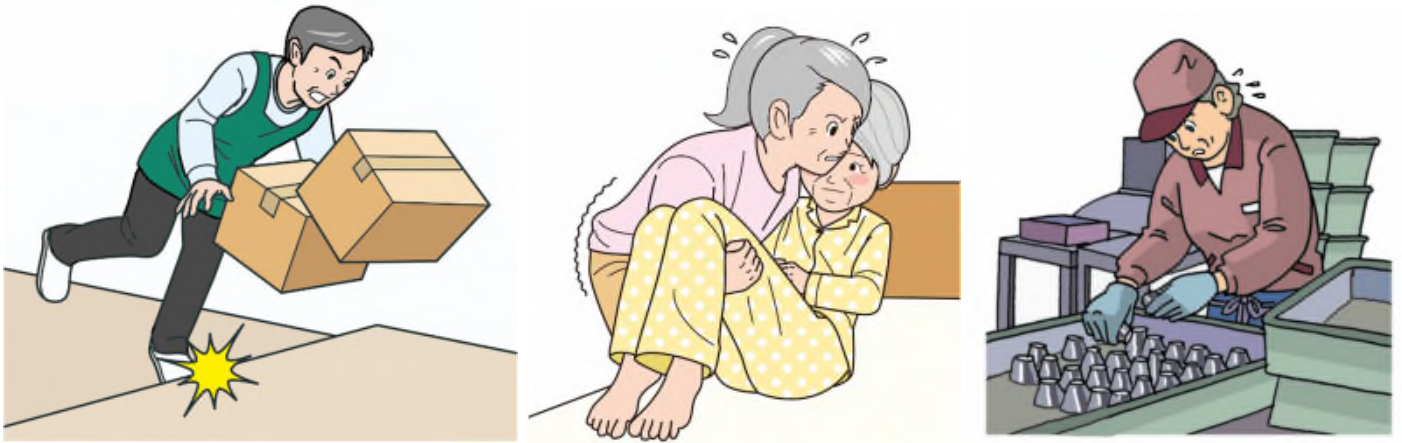
0120-60-3999

# エイジフレンドリーガイドライン

## (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

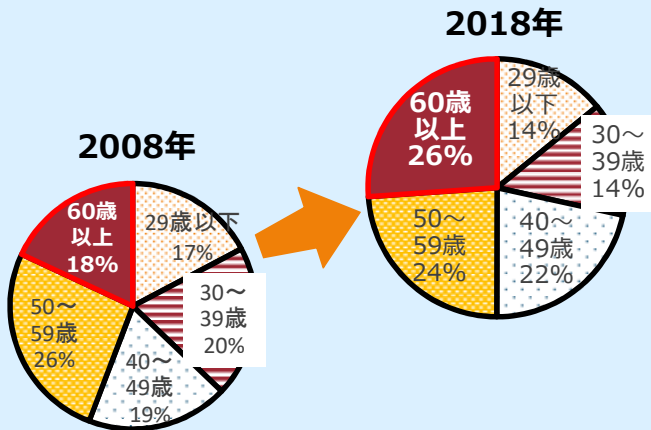
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

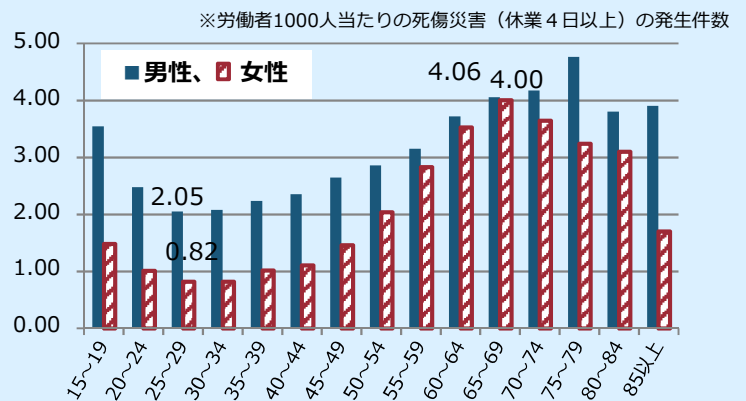
### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>



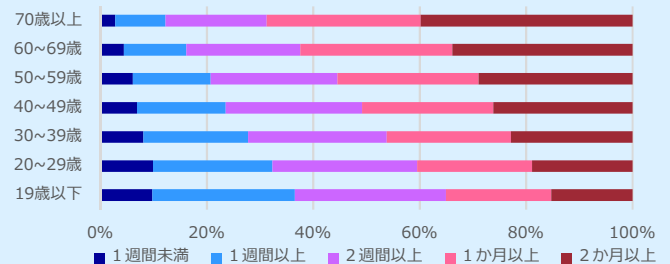
高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

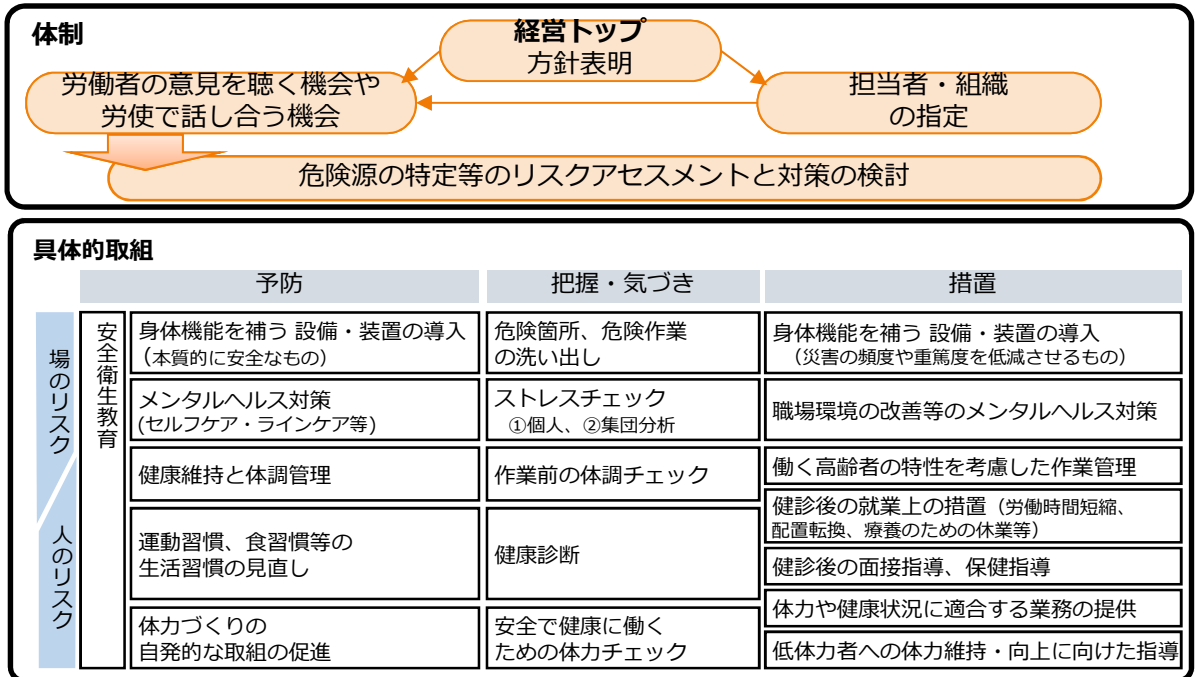
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



### ✧考慮事項✧

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

### ✧考慮事項✧

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



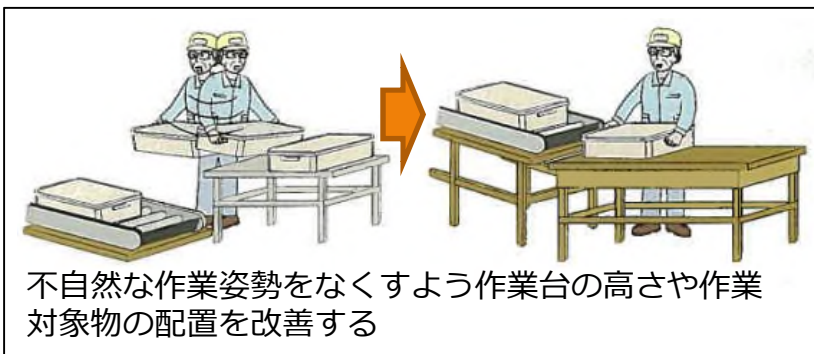
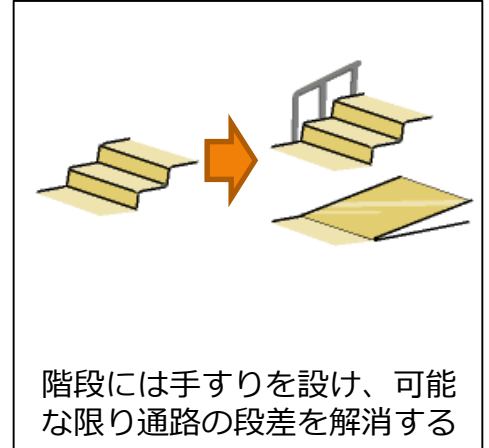
# ガイドラインの概要

## 2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### ↓対策の例↓



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

## ガイドラインの概要

### (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

#### ▼対策の例▼

##### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）

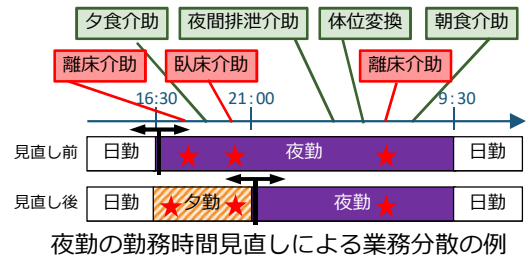
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

##### <暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

##### <情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

## 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

#### ▼取組の例▼

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます





# ガイドラインの概要

## (2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### ▼対策の例▼

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### ✿考慮事項✿

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

**転倒等リスク評価セルフチェック票**

**体力チェックの一例** 詳しい内容は→ 

#### I 身体機能計測結果

① ステップテスト（歩行能力・筋力）  
あなたの結果は  cm /  cm [原高] =   
下の評価表に当てはめると →  [評価]

評価値	1	2	3	4	5
歩行速	~1.24	1.25	1.30	1.47	1.66~
歩行高	~1.38	~1.46			

② 座位ステップテスト（敏捷性）  
あなたの結果は  回 / 20秒  
下の評価表に当てはめると →  [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	26	44	48~
	~28	~43	~47		

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）  
あなたの結果は  cm  
下の評価表に当てはめると →  [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
	~29	~39	~29		

④ 踵離片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると →  [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		

⑤ 踵離片足立ち（静的バランス）  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると →  [評価]

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
	~30	~84	~120		

#### II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NO.05	点数	評価	評価
1. 人ごみ中、正面から来ると気づかず、よけて歩けずか				⑤ 歩行能力低下
2. 両手に力いて歩けず歩幅は狭い歩か				⑤ 歩行能力低下
3. 歩行時足裏に対する体の反応は遅い/物とぶつかる				⑤ 敏捷性低下
4. 歩行中、小さな段差に足元がつかず、歩行が止まる/つまづきやすい				⑤ 動的バランス低下
5. 歩行時足裏の感覚が鈍い/つまづきやすい				⑤ 動的バランス低下
6. 歩行時足裏の感覚が鈍い/つまづきやすい				⑤ 動的バランス低下
7. 歩行時足裏の感覚が鈍い/つまづきやすい				⑤ 動的バランス低下
8. 歩行時足裏の感覚が鈍い/つまづきやすい				⑤ 動的バランス低下
9. 歩行時足裏の感覚が鈍い/つまづきやすい				⑤ 動的バランス低下

合計点数 評価値

2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

III レーダーチャート

評価結果を転記し線で結びます  
〔〕は身体機能計測結果の数字、〔〕は質問票（身体的特性）の数字で記入



身体機能計測の評価数字を  
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

# エイジフレンドリーガイドラインの概要

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ※考慮事項※

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ※考慮事項※

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### ▼対策の例▼

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ※考慮事項※

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

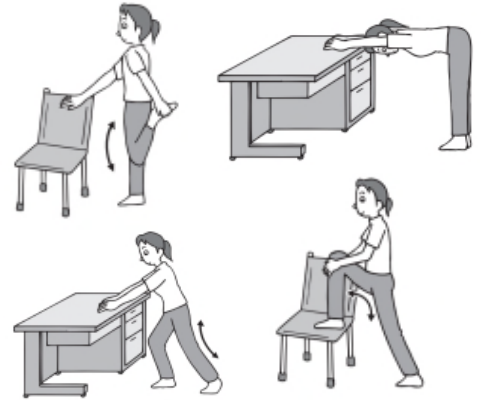
## ガイドラインの概要

### 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取組を実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 好事例を参考にしましょう

取組事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

### ➤ 厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

### ➤ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

## 国による支援等（令和2年度）

### エイジフレンドリー補助金（新設）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します 是非ご活用ください  
※事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定（全ての申請者に交付されるものではありません）

#### 1 対象者 60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者

#### 2 補助額 補助率2分の1、上限100万円

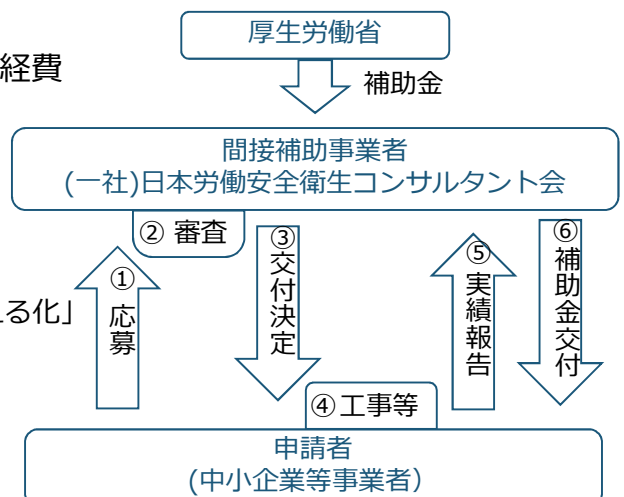
#### 3 対象経費

高齢労働者の労働災害防止のための措置に係る経費

【措置の例】

- 高齢者に優しい施設整備や機械設備の導入等
  - ・作業場内の段差解消
  - ・床や通路の滑り防止
  - ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
- 健康確保のための取組
  - ・高齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
  - ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- 高齢者の特性に配慮した安全衛生教育

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページを確認してください。



高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

## 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

## 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

**有料**

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について  
**65歳超雇用推進プランナー**  
**高齢者雇用アドバイザー**にご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

### 65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- 学識経験者
- など



### 相談・助言

**無料**

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。  
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は  
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



# STOP！熱中症

## 令和3年5月～9月

# クールワークキャンペーン

### — 熱中症予防対策の徹底を図ろう —


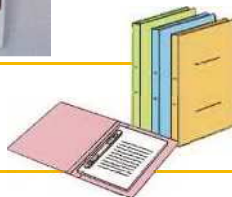
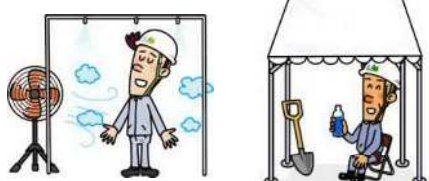




職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**1,000人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>WBGT指数計</b> を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>WBGT値を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	<b>通気性の良い作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能をもつ服</b> の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょう。 <b>迷わず救急車を呼びましょう！</b> 
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	<b>衛生管理者</b> などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。 
<input type="checkbox"/> 緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

## □ WBGT値の把握








JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

## 準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には水、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止</b> 、 <b>こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。特に、 <b>入職直後</b> や <b>夏季休暇明け</b> の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

## 熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### □ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取り**ましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送**しましょう。

